

29-3号

奈良県マンション管理組合 連合会便り

編集・発行 NPO 法人 奈良県マンション管理組合連合会

〒630-8362 奈良市東寺林町 30 番地 TEL・FAX 0742-26-0335

E-mail : narakenkanren8@gamma.ocn.ne.jp

URL : <http://www.mansion-kanri.com/nara/>

平成 29 年 11 月発行

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は、連合会の活動にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

民泊禁止の場合は来年3月までに規約改正を！

連合会便り 28-3・4号（平成 29 年 4 月発行）から 3 回に亘り「民泊」に関する情報をお知らせしてきましたが、来年 6 月に「住宅宿泊事業法（民泊新法）」が施行され、同年 3 月から民泊を希望する区分所有者の自治体に対する事業者の申請の届出が開始されることになりました。この措置に伴い来年 3 月以降に規約で民泊を禁止する規定を定めても申請が優先されることになってしまいます。既に民泊禁止の規約改正を行っている管理組合でも、「住宅宿泊事業法」という法律名を規約に追記することが望まれます。

国交省の 8 月 29 日発表の改正マンション標準管理規約を参考にした住宅宿泊事業を禁止する改正案をご紹介しますので、これを参考に来年 3 月までに規約改正を行うようご検討ください。

住宅宿泊事業を禁止する規約改正案

A 案

第12条 区分所有者は、その専有部分を専ら住宅として使用するものとし、他の用途に供してはならない。

2 区分所有者は、その専有部分を住宅宿泊事業法第3条第1項の届出を行って営む同法第2条第3項の住宅宿泊事業に使用してはならない。

B 案

第12条 区分所有者は、その専有部分を専ら住宅として使用するものとし、他の用途に供してはならない。シェアハウスとして利用することや対価を得て宿泊施設として使用してはならない。

2 区分所有者は、その専有部分を住宅宿泊事業法第3条第1項の届出を行って営む同法第2条第3項の住宅宿泊事業に使用してはならない。

「個人情報保護法」の改正について

本年 5 月 30 日に改正個人情報保護法が施行され、これまで対象外とされてきました事業活動に利用している個人情報が 5,000 人分以下の小規模取扱事業者も今後は対象となり同法が適用されることとなります。管理組合も罰則対象の事業者になるため、下記の注意事項に留意し、組合員や居住者から取得する個人情報を適正に管理してください。

- ① 組合員届や入居者名簿等には目的を明記する。
- ② 組合で取得した個人情報は目的外使用しない。
- ③ 名簿は施錠できる場所で保管、パソコンにデータ保管する場合には万全なウィルス対策が必要。
- ④ 取得した個人情報を本人の許可なく第三者に渡さない。
- ⑤ 取得した個人情報は本人の要求に応じて開示・修正する。

管理組合支援事業の実施状況

会員マンション様支援事業の実施状況についてお知らせします。(予定含む)

・「やってみよう！使ってみよう」企画

〈高圧洗浄機〉 ローレコートエスタ学園前、プレステ参番館

〈電気バリカン〉 ラウドコート富雄、奈良住生活研究会、プレステ参番館

・マンション管理士や一級建築士等の専門職の派遣

グローバル二上駅前理事会 (9月3日, 10月15日, 11月3日)、関屋あしびハイム理事会 (9月16日)

・マンションの自主点検 関屋あしびハイム管理組合 (10月8日)

・「終のすみかプロジェクト」介護セミナーや絵手紙教室の講師の派遣

グローバル二上駅前管理組合 (介護セミナー計画中)

・マンション管理に関する無料相談 (以上、無料)

・特殊建築物定期調査 (有料)

・マンション見学会 (有料) 関屋あしびハイム (11月14日予定、枚方市・労住まきのハイム)



奈良県マンション管理士会 相談会開催のお知らせ

奈良県マンション管理士会が主催するマンション管理に関する「無料相談会」についてお知らせします。マンション管理についてお困りのことなどご遠慮なくご相談ください。

○とき 平成29年11月21日(火) 午後7時30分～午後9時

○ところ たけまるホール「研修室5」(旧 生駒市中央公民館)

生駒市北新町9番28号 ☎0743-75-0101

近鉄奈良線「生駒駅」下車、北西へ徒歩約3分

『終(つい)の棲家(すみか)』プロジェクト (奈良県管連 継続事業)

国交省の平成25年度マンション総合調査では「マンションに永住するつもり」という人が全体の52.4%と昭和55年度の21.7%から倍以上に増加しています。また、平成11年度に逆転した「いずれは住み替えるつもり」という人(17.6%)との差は広がる一方の傾向にあります。

住民が末永く自宅で生活し、お互いが助け合いながら、良好なコミュニケーションを作るため、介護保険制度や介護予防を学び、それらを上手に活用することを学ぶために理学療法士等の専門職を講師に招き、セミナーや懇談会を行う事業です。

■講師は当連合会から派遣させていただきますので、会場のみご提供ください。

■開催ご希望のマンションは、電話、FAX、E-mailにて当連合会へご連絡下さい。

《マンション管理の無料相談》

*お申込みは、奈良県 住まいまちづくり課 (Tel. 0742-27-7540) まで

分譲マンションの管理組合運営に関するあらゆる問題の無料相談受付中

毎週月・水・金曜日(祝日を除く) 午前10時～午後4時

NPO法人 奈良県マンション管理組合連合会

電話: 0742-26-0335 FAX: 0742-26-0335

E-mail: narakennkanren8@gamma.ocn.ne.jp (24時間受付)

ホームページ [奈良県マンション管理組合連合会](#)

検索

*現在、改訂作業中です。ご不便をおかけし申し訳ありません。